

推 進 項 目	計 画 年 度			
	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
⑩通信回線の見直しによる行政コストの削減	実施中	⇒	⇒	⇒
⑪町単独の選挙事務に係る経費の検討	実施	⇒	⇒	⇒
⑫選挙事務に関する人数等の見直し	実施	⇒	⇒	⇒
⑬公用車の管理・運行計画について	検討・準備期間	検討の結果によって、方向性を決める		
⑭支払い通知の見直し	検討・準備期間	実施	⇒	⇒
⑮公共施設等使用料の減免措置の見直し	検討・準備期間	実施	⇒	⇒
⑯旅費の見直し（常勤の職員以外）	実施中	⇒	⇒	⇒
⑰報償費の見直し	実施中	⇒	⇒	⇒

#### 4. 地方の時代にふさわしい人材の育成

##### (1) 職員個々の能力向上に向けた取り組み

推 進 項 目	計 画 年 度			
	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
①自主研究グループ等への支援	検討・準備期間	検討の結果によって、方向性を決める		
②庁内研究会の設置	実施	検討の結果によって、方向性を決める		
③職員提案制度の創設	検討・準備期間	検討の結果によって、方向性を決める		
④住民サービス向上に向けた研修の充実	検討・準備期間	検討の結果によって、方向性を決める		

※上記の表中で、『⇒』は、『継続して実施する』ということを示します。

【問い合わせ先】大崎町役場 総務課 行財政対策担当 TEL 76 - 1111 (内線 220)

## 農林振興課からお知らせ

# 農薬の適正使用について

農作物の安全性や環境の保全を確保するため、農薬には、法律により『農薬使用基準』や『残留農薬基準』等が定められています。定められた使用方法（農薬の容器等に記載されています。）を守るとともに、保管するときは鍵のついた保管庫等で事故のないよう適切に管理してください。

また、農薬を使用するときは作物等への残留・環境問題等から、農薬は正しく使用する必要があります。

### 注意すべき点

- 散布前に周囲の関係者と十分連絡を取り合ってから農薬を散布しましょう。
- 隣接する田・畑の作物には十分注意し、事前に連絡しましょう。
- 隣接する作物の生育（収穫および収穫前）には十分注意し、隣接の関係者と協議・協調しましょう。
- 農薬散布は風向きや時間帯（通勤・通学時間）に注意し、周りに飛散しないようにしましょう。
- 使用した農薬容器は、ほ場周辺に放置せず持ち帰り、回収等により適正に処理しましょう。（9 ページ参照）
- 長い期間保管した農薬や、経過措置期間中の登録農薬の使用については登録の取り消しや、措置期限切れなど販売店や下記の機関へ問い合わせしてから使用しましょう。

【問い合わせ先】 大崎町役場 農林振興課 特産係 TEL76-1111  
 JA おおさき 鹿兒島大崎支所 営農センター TEL76-2116